

第48条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。(せ)

- (1) いすは、床に固定すること。(へ)
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。(せ)(へ)

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10席)以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。(せ)

イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を各ますがその一に接するように保有すること。

エ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

【解 説】

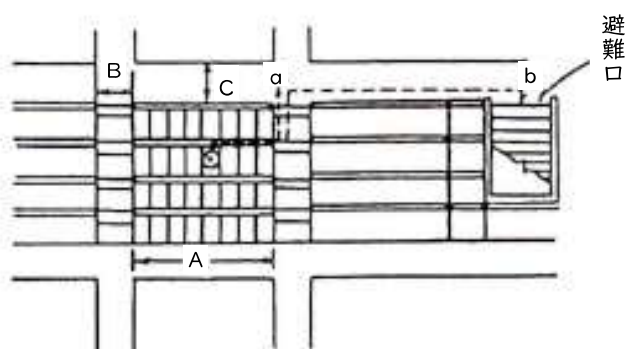
本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの位置並びに避難通路の保有について規定したものである。

- 1 「屋外の客席」とは、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け、一面以上が開放されている構造のものも屋外の客席として扱う。
- 2 第1号は、屋内の客席に同じ。
- 3 第2号の「いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指す。
- 4 第3号は、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制は行っていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、奥行3メートル以下ごとに手すりを設けることとした。

5 第4号

- (1) ア中「通路」とは、縦通路をいうものである。
 イ中「通路」とは、横通路をいうものである。
 ウ及びエ中「通路」とは、縦横に限らない。
- (2) 歩行距離40メートルの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない(図48-1参照)。

図48-1 いす席を設ける客席の構造例



A	10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下
B	80cm
C	1 m
a	各座席から歩行距離 15m以下
b	各座席から歩行距離 40m以下

- (3) アの通路とイの通路(いす席の場合)及びウの通路とエの通路(ます席の場合)は、それぞれ、双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えないものである。